

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行 坂井郡介護保険広域連合 〒919-0522 福井県坂井郡坂井町上新庄28-5-3
TEL 0776-67-3366 FAX 0776-67-3766 E-mail: info@kouiki.sakai.fukui.jp
URL http://www.kouiki.sakai.fukui.jp

第12号
平成15年12月12日



毎日、ガーデンハイツ春江ではいろいろな楽しいレクリエーションが行われています。

中でも、魚釣りゲームが人気があり、皆さん真剣な表情で時間を忘れて楽しんでいました。

平成14年度決算報告及び介護保険事業の状況 2～4

居宅での介護を支援します 5

住宅改修費の支給制度 5

広域連合議会定例会 6

7



生け花も楽しいよ

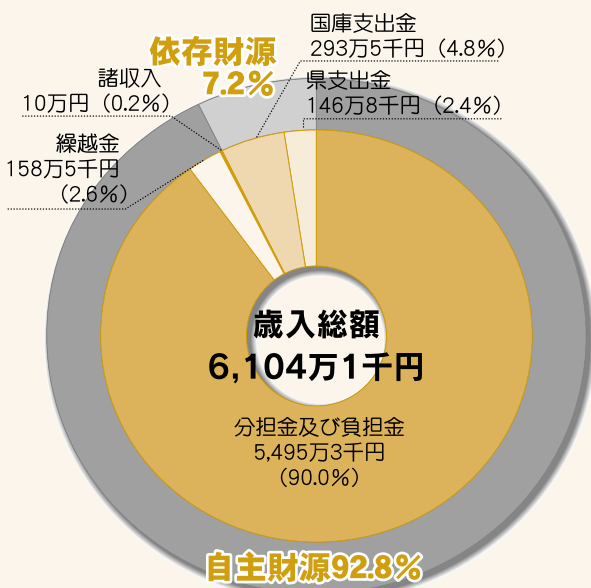
平成14年度

決算報告

平成14年度坂井郡介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の決算について、11月13日に開催された第13回広域連合議会定例会において承認されましたので、その概要についてお知らせします。

一般会計

平成14年度の決算額は、歳入総額6,104万1千円（対前年比15.7%増）歳出総額5,871万9千円（対前年比14.7%増）で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は232万2千円の黒字となっています。



歳入 総額 6,104万1千円

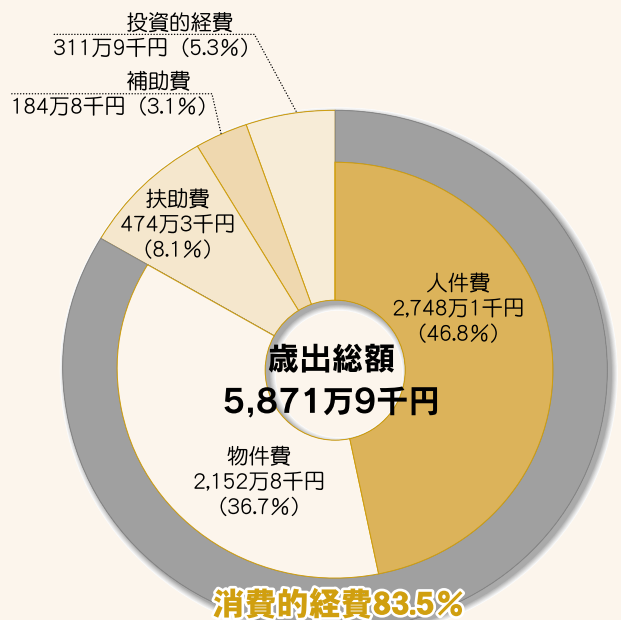
歳入の主なものは、構成6町からの負担金5,495万3千円のほか、低所得者利用者負担軽減対策事業にかかる国庫支出金293万5千円、県支出金146万8千円となっており、性質別にみると、地方公共団体が自主的に収入しうる財源である自主財源は5,663万8千円で、歳入総額に占める割合は92.8%となっています。



歳出 総額 5,871万9千円

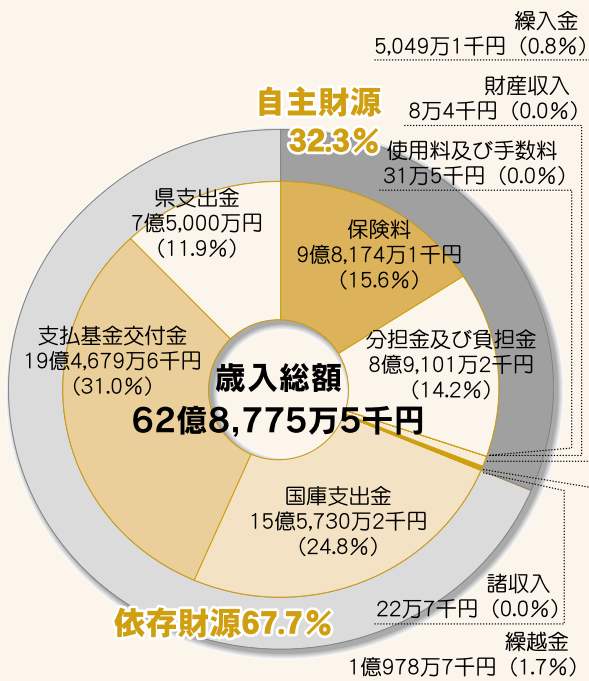
歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費のうち、人件費2,748万1千円、広域連合ホームページ作成業務経費259万4千円、地域サービスマップ作成事業経費170万円及び広域連合例規集作成業務経費169万8千円などの物件費が2,152万8千円となっております。

また、扶助費474万3千円は低所得者利用者負担軽減対策事業による助成であり、補助費等184万8千円は構成町負担金精算返還金であります。投資的経費は311万9千円で庁舎移転に伴う案内看板設置工事費92万4千円及び文書書庫移動式ラック購入費219万5千円であります。消費的経費は4,900万9千円で、決算総額の83.5%を占めています。



介護保険 特別会計

平成14年度の決算額は、歳入総額62億8,775万5千円(対前年比6.0%増)、歳出総額61億7,046万8千円(対前年比6.0%増)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億1,728万7千円との黒字となっています。



歳入 総額 62億8,775万5千円

歳入を性質別にみると、自主財源は20億3,365万7千円で歳入総額に占める割合は32.3%となっており、主なものとして、第1号被保険者(65歳以上の方)から納入された介護保険料9億8,174万1千円、要介護認定事務や保険給付費などの構成町負担金8億9,101万2千円、介護保険財政調整基金からの繰入金5,049万1千円となっています。

一方、依存財源は要介護認定事務や保険給付費にかかる国庫支出金15億5,730万2千円、保険給付費にかかる県支出金7億5,000万円、支払基金交付金(第2号被保険者:40歳以上65歳未満の方から納入された介護保険料)19億4,679万6千円となっています。

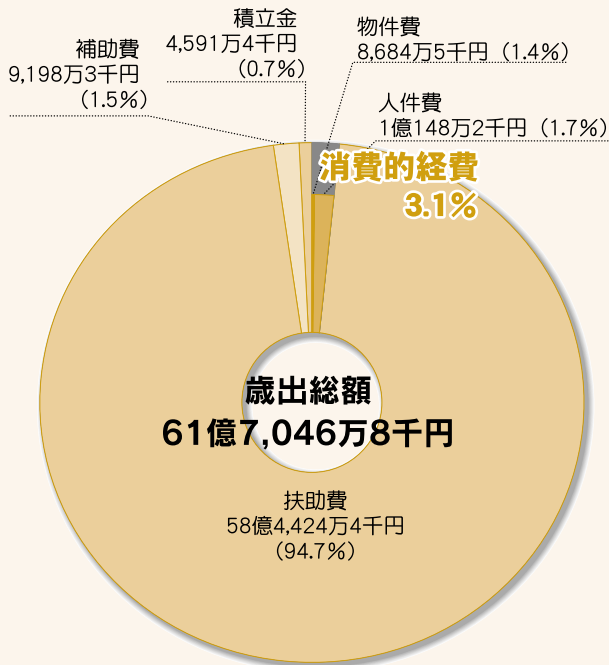
歳出 総額 61億7,046万8千円

歳出の主なものを性質別にみると、人件費1億148万2千円、要介護認定や訪問調査など物件費8,684万5千円で消費的経費は合計1億8,832万7千円で、決算総額の3.1%を占めています。

また、居宅及び施設サービスに対する給付費として扶助費が58億4,424万4千円で決算総額の94.7%を占めています。

補助費9,198万3千円は県の財政安定化基金拠出金や前年度保険給付費精算による精算返還金などであり、積立金は介護保険財政調整基金への積立金として4,591万4千円であり、

積立金は介護保険財政調整基金への積立金として4,591万4千円であり、



平成14年度 保険給付費の財源内訳

保険給付費 58億5,245万7千円

国負担金 1,170,491千円	調整交付金 323,696千円	県負担金 731,557千円	町負担金 731,557千円	支払基金交付金 1,931,311千円 (40歳以上65歳未満の方の保険料)	第1号被保険者保険料 963,845千円
---------------------	--------------------	-------------------	-------------------	--	-------------------------

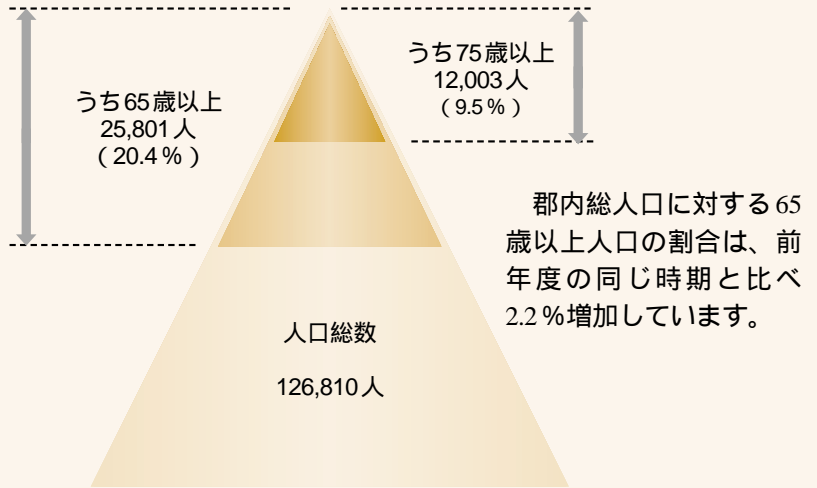
介護保険の財源は

9割					1割	
公費 50%	保険料 50%					
国庫負担金 20%	県負担金 12.5%	町負担金 12.5%	40歳以上65歳未満の方の保険料 33%	65歳以上の方の保険料 約17%	+ サービスの利用者負担	
調整交付金 約5%						

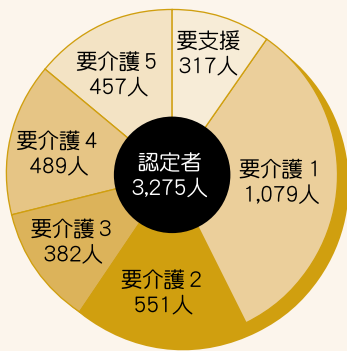
介護保険事業の状況

(平成15年 3月31日現在)

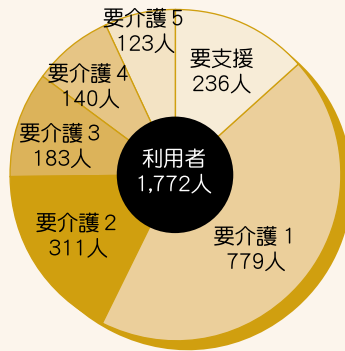
高齢者人口の状況



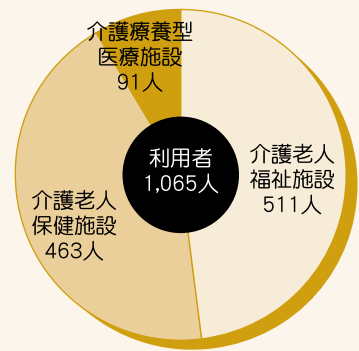
要介護(支援)認定者数



居宅サービスの利用状況



介護老人福祉施設などの利用状況



主なサービス別の給付状況

在宅サービス	サービス名	件数/年	給付額/年(千円)	サービス名	件数/年	給付額/年(千円)
		訪問介護	5,595	198,464	通所リハビリテーション	6,919
	訪問入浴介護	583	26,822	福祉用具貸与	6,857	87,159
	訪問看護	3,290	102,181	福祉用具購入費支給	288	5,635
	訪問リハビリテーション	557	11,547	住宅改修費支給	268	29,960
	通所介護	9,185	480,133			

施設サービス	サービス名	件数/年	給付額/年(千円)
		通介護老人福祉施設	6,115
	介護老人保健施設	5,672	1,486,045
	介護療養型医療施設	1,144	352,781

平成15年度 上半期財政状況

(平成15年4月1日～9月30日)

一般会計

歳入		(単位:千円)	
款	予算額	収入済額	
1 分担金及び負担金	50,686	27,070	
2 国庫支出金	1,567	0	
3 県支出金	783	0	
4 財産収入	1	0	
5 繰越金	2,322	2,322	
6 諸収入	2	55	
歳入合計	55,361	29,447	執行率53.19%

歳出		(単位:千円)	
款	予算額	支出済額	
1 議会費	1,606	34	
2 総務費	49,160	21,549	
3 基金積立金	1,773	1,772	
4 諸支出金	2,322	0	
5 予備費	500	0	
歳出合計	55,361	23,355	執行率42.19%

介護保険特別会計

歳入		(単位:千円)	
款	予算額	収入済額	
1 保険料	1,117,260	468,205	
2 分担金及び負担金	929,986	464,976	
3 使用料及び手数料	10	59	
4 国庫支出金	1,670,614	491,395	
5 支払基金交付金	2,020,105	802,452	
6 県支出金	789,108	324,196	
7 財産収入	1	90	
8 寄附金	1	0	
9 繰越金	117,287	117,288	
10 諸収入	9	0	
歳入合計	6,644,381	2,668,661	執行率40.16%

歳出		(単位:千円)	
款	予算額	支出済額	
1 総務費	177,893	75,200	
2 保険給付費	6,312,830	2,517,203	
3 財政安定化基金拠出金	6,545	0	
4 基金積立金	66,160	93	
5 諸支出金	75,953	15,485	
6 予備費	5,000	0	
歳出合計	6,644,381	2,607,981	執行率39.25%



居宅での介護を支援します

坂井郡介護保険広域連合では、自宅で利用できる介護サービス(居宅サービス)を推進するために、「お試し居宅介護サービス事業」と「居宅復帰支援事業」を実施しています。

お試し居宅介護サービス事業

介護保険の認定者で、今まで訪問介護・訪問入浴介護を利用されていない方を対象に、これらのサービスを無料で体験利用できます。

対象者 介護保険の要介護(要支援)認定者で、訪問介護・訪問入浴介護のサービスを利用していない方

利用回数 ・訪問介護 5回まで
・訪問入浴介護 1回

費用 利用された方の費用負担はありません。

その他 体験利用後に、アンケートにお答えいただけます。



居宅復帰支援事業

介護保険施設に入所されている方に、家庭での生活や介護を体験していただくため、一時帰宅の際に利用された居宅サービスの費用を助成します。

対象者 介護保険施設に入所されている方

対象サービス 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・福祉用具貸与

利用日数 連続6日間限度/回 1か年度3回まで(施設から帰宅した日、施設に戻った日を除く)

助成額 サービス費用全額(ただし、限度額を超える場合は、利用者負担となります。)

詳しくは、坂井郡介護保険広域連合・各町介護保険担当課・担当の介護支援専門員・入所されている施設にお尋ねください。



「介護が必要となっても、できるだけ住み慣れた我が家で暮らしたい。」

そんな要介護者の自立を助ける目的で、住宅改修費の支給制度があります。

どんな人が対象となるの？

介護保険の要介護認定で、要支援・要介護1～5と認定された人が対象となります。

いくら支給されるの？

要介護度にかかわらず、支給限度基準額は20万円です。そのうち9割が保険で支給され、1割は自己負担となります。

こんなときは「住宅改修費」の対象になるの？

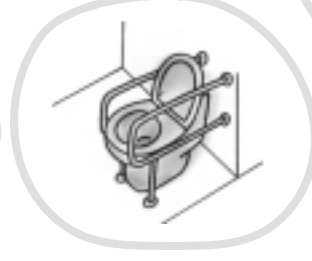
新築または増築工事は対象となりません。ただし、廊下の幅に合わせ手すりを取り付ける場合などは対象となります。

一時的に身を寄せている住宅等の改修は対象になりません。介護保険証の住所地のみ対象です。

本人や家族などが自ら改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象となります。

どんな改修ができるの？

廊下、階段、浴室やトイレの手すりの設置
段差解消のためのスロープ設置など
滑り防止のための床や通路面の材料の変更
引き戸などへの扉の取替え
洋式便器などへの便器の取替え



第13回広域連合議会定例会が11月13日(木)丸岡町議場で開催され、議会運営委員の選任及び平成14年度一般会計歳入歳出決算など2議案を認定、平成15年度一般会計補正予算など2議案が原案どおり可決されました。

また、丸岡町議会の組織替えに伴い、新たに釣部勝義議員と西岡紀夫議員が選出され、議会運営委員会副委員長に釣部勝義議員が選任されました。

なお、今回は山田和雄議員が次のような一般質問を行いました。

一般質問

費用負担の軽減を求めることについて

山田 和雄議員

問1 低所得者に対する保険料の減免の実施について

林田広域連合長

介護保険制度における介護保険料は40歳以上の国民が皆で保険料を負担し、地方自治体が保険者となって運営している。また、介護保険法では政令で定めるところにより、保険料率を条例で定め、段階的に保険料を決定し、介護が必要と認定されたときは、介護サービスを利用する仕組みとしてみんなで支え合う制度である。

第1号被保険者の保険料の減免において、保険料の「全額免除」、「資産等を把握しない一律の減免」、「保険料免除分に対する一般財源の繰り入れ」など、この3原則を逸脱する減免措置は、低所得者の保険料に関し独自の減免施策であっても適当でないといふ強い指導を受けている。

保険料の減免については、坂井郡介護保険広域連合介護保険条例第11条において(1)第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は

業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

以上、各号に該当する場合、必要と認められる者に対し、保険料を減免すると規定しているため、被保険者の申請により条例に基づき対処したいと考えている。

問2 現在5段階に区分されている所得段階を6段階に改め、よりきめこまやかな対応をとっていくことについて

林田広域連合長

坂井郡介護保険広域連合としては、第2期介護保険事業計画策定に当たり、低所得者対策の一つの方策として低所得者と思われる階層の保険料軽減を図るため、現行の所得階層区分5段階を6段階方式として、その負担のあり方を試算し、広域連合長の諮問機関である介護保険運営協議会で検討していただいた。検討の経過の中で、6段階方式の試算では、第1段階、第2段階を軽減し、いくつかのシミュレーションを行い検討したが、いずれにしても第5段階、第6段階の階層への負担は加重になるので、被保険者間の理解が得られにくいとの意見が大勢を占め、その結果、第2段階の低所得者と思われる方への配慮をするため保険料を減免して行こうとすると、全額免除、資産調査、免除に対する一般財源の繰り入れなど、保険料の3原則を逸脱しない中での対応が必要となり、生活保護に準じるような方法で預貯金や仕送りなどの調査等を行う必要性がでてくることから、福祉事務

所を持たない構成町や広域連合では、その対応が大変困難であるのが現状である。

しかし、保険料の弾力化等については、次期介護保険事業計画見直しにあわせて検討をしていきたいと考えている。

問3 滞納者に対しても、機械的、一律的な対応はとらず、ペナルティー措置についても慎重に対応していくことについて

林田広域連合長

介護保険制度は、介護を国民皆で支え合うとするものであることから、被保険者間の負担の公平を確保するため滞納がある場合は滞納期間に応じて給付制限の措置がとられることとなる。広域連合では、保険料未納者に対して督促及び催告を行うとともに各構成町へ、その都度徴収をお願いしている。今回、保険料滞納者については介護保険法による給付制限の措置を行う必要があるため、構成町との協議を行い再度、文書で滞納者あてへ未納であることや介護サービスを受ける際不利益が生じる旨の通知を行った。

各構成町では被保険者の介護サービスの権利の制限に及ぶことから、個別に相談を行っていただくなど納入の意志確認を行っている。

なお、この結果、納入の意志がなく今後も納めないとしている者については給付制限の措置を行うものであり、保険者は法及び条例を遵守しなければならないと思っている。

私は、再三申し上げたが、これらの方策が出来るのであれば介護保険制度ではなく、各町での福祉施策の中で対応すべきだと考えている。

広域連合 News

介護保険モニターが 介護保険施設を熱心に見学



介護保険に対する知識を深めようと今年度発足した介護保険モニターの方々が、介護保険施設見学を行いました。

身近な問題である介護の実態にふれたモニターの方々の表情は、皆真剣そのものでした。

介護予防を積極的に取り組もう

介護保険及び介護予防に関する懇談会が、平成15年10月7日(火)、丸岡町のいきいきプラザ霞の郷で行われました。

各町の福祉担当課と、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、NPO法人、介護予防拠点施設から課長と、担当者、代表者の方々が集まり、今後の介護予防に関する施策の取り組みについて林田広域連合長と活発に意見交換を行いました。



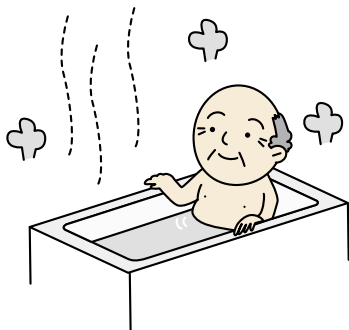
寝たきりの原因『脳卒中』を防ぎましょう。

寝たきりになる大きな原因の一つとして「脳卒中」があげられます。「脳卒中」を予防するのに重要なのは、脳の血管の老化を出来るだけゆるやかにすること。そして、血圧をコントロールしていくことです。特に高齢者の方は、これからの寒い季節、寒暖の差による急激な血圧の上昇を防ぎ、からだの負担にならないように注意することが大切です。

寒い季節に心がけたいこと

「入浴」に 気をつけましょう

寒い脱衣所で裸になれば血圧は上がります。そのあと熱すぎるお湯に入ったりすると、さらに血圧が上昇します。脱衣所や浴室を暖めておくことで、からだに負担なく気持ちよく入浴できます。



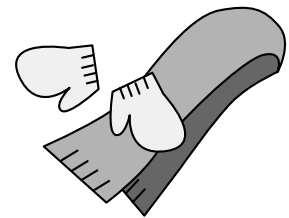
寒いトイレや トイレまでの移動に 注意しましょう

気をつけたいのがトイレまでの移動。とくに夜間、暖かい布団から出て、寒い部屋や廊下を通過してトイレに行くときの寒暖の差は要注意です。枕元に上着を一枚用意して、暖かくしてトイレに立つようにしましょう。



外出時には 暖かい格好を 心がけましょう

寒い外に出る時は、からだを冷やさないように防寒着などを身につけましょう。マフラーやマスク、手袋、携帯カイロなども、上手に利用することで快適に外出できます。服はこまめに脱ぎ着して、暑すぎず寒すぎずを意識することも大切です。



冷えを防いで、 睡眠を十分にとりましょう

布団や毛布を一枚増やしたりすることによいですが、首もとにタオルを巻くなど、ちょっとした工夫で冷えを防ぎ、暖かく睡眠をとることができます。



急激な運動、 無理な運動は避けましょう

家に閉じこもることなく、適度にからだを動かすことは大切です。しかし、寒い場所に出て急激にからだを動かしたり無理な運動をすることで、血圧が急に上がり、からだの負担になります。徐々に体を慣らし、自分に合った無理のない運動を心がけましょう。

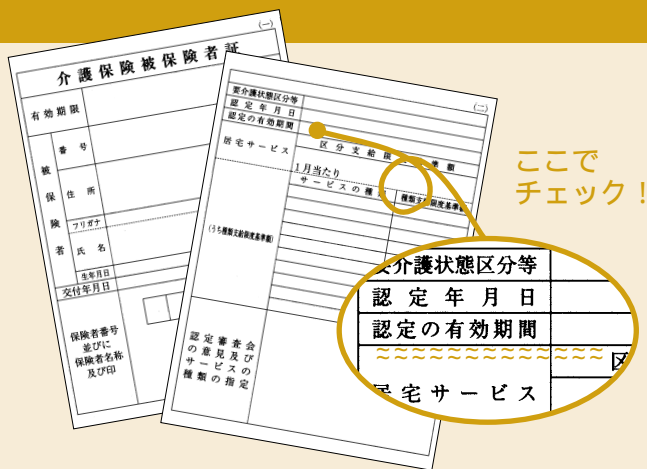


『更新認定』の申請をお忘れなく

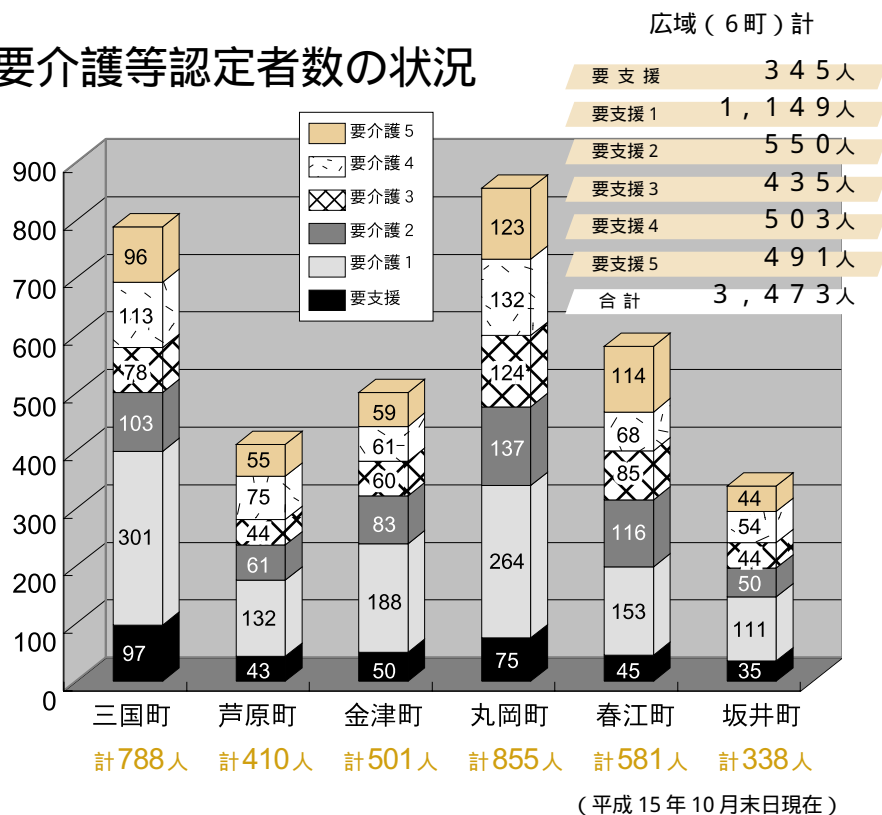
要介護認定には、有効期間があります。

介護保険証を確認の上、忘れずに更新の手続きを行いましょ。 (各町役場の介護保険係で切れる60日前より受付します。)

有効期間が切れてしまうと介護サービスが受けられなくなる恐れがあります。



要介護等認定者数の状況



介護保険モニターの皆さんは次の方々です。お気軽にご相談ください。(敬称略)

- | 三国町 | | | |
|-----|----|---|---------|
| おお井 | さだ | あ | 82-0137 |
| つば | い | ま | 82-0498 |
| 坪 | 井 | 真 | |
| 芦原町 | | | |
| おさ | むら | ま | 77-2084 |
| 納 | 村 | 亮 | |
| 佐 | 賀 | 千 | 79-1103 |
| 賀 | 千 | 種 | |
| 金津町 | | | |
| の | だ | こ | 73-5277 |
| 野 | 田 | き | |
| 見 | 澤 | 美 | 75-1486 |
| み | さわ | わ | |
| 澤 | 美 | 和 | |
| 子 | | | |
| 丸岡町 | | | |
| おお | しも | の | 66-5167 |
| 大 | 霜 | 範 | |
| 堀 | た | 文 | 67-0877 |
| 堀 | 田 | 子 | |
| 文 | 子 | | |
| 春江町 | | | |
| たけ | うち | の | 51-1006 |
| 竹 | 内 | 則 | |
| 平 | 田 | 好 | 51-1428 |
| ひら | た | え | |
| 田 | 好 | 江 | |
| 江 | | | |
| 坂井町 | | | |
| てら | ざわ | ゆ | 72-0631 |
| 寺 | 澤 | 由 | |
| 半 | 田 | 紀 | |
| 田 | と | み | 72-0579 |
| と | み | 子 | |
| 子 | | | |

広域連合の
メールアドレスが
変わりました

変更前 s-kouiki@mitene.or.jp

変更後

↓
info@kouiki.sakai.fukui.jp

介護保険料の納期限は…

第6期 12月25日(木)

第7期 平成16年 1月26日(月)

第8期 平成16年 2月25日(水)

納期限までに納めましょう。
便利な口座振替をお勧めします。

編集後記

異動して半年が過ぎ、ようやく仕事に慣れてきた今日この頃です。

今年もあとわずかです。寒さも厳しくなり、白一色の季節がやってきます。お体を大切にしてください。

毎回、より一層充実した内容でお届けしたいと思います。